

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年6月8日(火曜日)

号外第37号

目次	ページ	する規則(政策・NPO協働推進課)	
○条例 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (政策・市町村課)	2	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(政策・NPO協働推進課)	2
○規則 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正			

本号で公布された条例のあらまし

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、用語の整理を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和3年7月15日から施行することとした。



購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円

(消費税・地方消費税・送料込み)

本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

条 例

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第51号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表16の3の項(1)中「チョウセンイタチ」を「シベリアイタチ」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月15日から施行する。

規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第50号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年神奈川県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第20号様式中

「ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

を

「ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

に、

「ウ」を「イ」に、「エ」を「ウ」に、

「オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

を

「エ 役員等に対する報酬又は給与の状況
(7) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(イ)に係る部分を除く。）
(イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

に、

「カ」を「オ」に、「キ」を「カ」に改め、同様式中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 (1)前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に神奈川県知事に提出されている書類の内容に変更がない場合は、添付を省略することができます。

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第51号

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則（平成24年神奈川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「この条及び」を「この条並びに」に改め、「第17条第1項第3号イ」の次に「及び第5号ア」を加える。

第16条第2項中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改める。

第17条第1項第5号を次のように改める。

(5) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに掲げる事項を除く。）

イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

第18条中「第12条第6項」を「第12条第7項」に改める。

第19条第1項及び第2項中「(第5号様式の1)」を「(第5号様式)」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第13条第1項第2号に規定する規則で定める書類は、第17条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項を記載した書類とする。

第5号様式の1中

「ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

を

「ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

に、

「ウ」を「イ」に、「エ」を「ウ」に、

「オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

を

「エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの
(7) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(イ)に掲げる事項を除く。）
(イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

に、

「カ」を「オ」に改め、同様式中備考を備考2とし、備考1として次のように加える。

1 (1)前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に知事に提出されている書類の内容に変更がない場合は、添付は不要です。

第5号様式の1を第5号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 改正後の第17条第1項第5号及び第5号様式の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度において作成又は提出すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において作成又は提出すべき書類については、なお従前の例による。